明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（九六）　三
〔政　令〕
○中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の施行期日を定める政令（二七五）　五
○中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律施行令（二七六）　五
〔府　令〕
○中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令（内閣府七二）　六
〔府令・省令〕
○労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令（内閣府・厚生労働一〇）　一五
○中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（内閣府・厚生労働・農林水産一）　一三
○農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令（内閣府・農林水産一二）　一三
〔告　示〕
○中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律施行令第九条第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する金融機関を定める件（金融庁六五）　一三

本号で公布された法令のあらまし

◇中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（法律第九六号）（金融庁）

1　目的

この法律は、最近の経済金融情勢及び雇用環境の下における我が国の中小企業者及び住宅資金借入者の債務の負担の状況にかんがみ、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配意しつつ、中小企業者及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るために必要な臨時の措置を定めることにより、中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅資金借入者の生活の安定を期し、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

金融機関、中小企業者、住宅資金借入者について、所要の定義規定を設けることとした。（第二条関係）

3　金融機関の対応

(1)　中小企業者に対する信用供与についての対応

金融機関は、中小企業者に対する信用供与については、当該中小企業者の特性及びその事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟にこれを行うよう努めるものとすることとした。（第三条関係）

(2)　中小企業者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合等における対応

①　金融機関は、当該金融機関に対して事業資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者（信用協同組合等、金融機関の子会社、銀行の親会社、大会社、大会社の子会社等を除く。）であって、当該債務の弁済に支障を生じており、又は生ずるおそれがあるものから当該債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合には、当該中小企業者の事業についての改善又は再生の可能性等を勘案しつつ、できる限り、当該貸付けの条件の変更、旧債の借換え、当該中小企業者の株式の取得であって当該債務を消滅させるためにするもの等を行うよう努めるものとすることとした。（第四条第一項関係）

②　金融機関は、中小企業者から特定認証紛争解決手続の実施の依頼を受けた特定認証紛争解決事業者より当該特定認証紛争解決手続の実施を依頼するか否かの確認があった場合には、当該中小企業者の事業についての改善又は再生の可能性等を勘案しつつ、できる限り、当該特定認証紛争解決手続の実施の依頼をするよう努めるものとすることとした。（第四条第二項関係）

③　金融機関は、株式会社企業再生支援機構が支援決定を行った中小企業者に対して有する債権について、同機構から買取申込み等の求めがあった場合には、当該中小企業者の事業についての改善又は再生の可能性等を勘案しつつ、できる限り、これに応ずるよう努めるものとすることとした。（第四条第三項関係）

④　金融機関は、この場合において、対象となる中小企業者に対して貸付けに係る債権を有する他の金融機関、株式会社日本政策金融公庫等、当該中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証をしている信用保証協会等、当該中小企業者に関する中小企業再生支援業務を行っている認定支援機関がいるときは、その者との緊密な連携を図るよう努めるものとすることとした。（第四条第四項関係）

(3)　住宅資金借入者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合における対応

①　金融機関は、当該金融機関に対し住宅資金の貸付けに係る債務を有する住宅資金借入者であって、当該債務の弁済に支障を生じており、又は生ずるおそれのあるものから当該債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合には、当該住宅資金借入者の財産及び収入の状況を勘案しつつ、できる限り、当該貸付けの条件の変更、旧債の借換え等を行うよう努めるものとすることとした。（第五条第一項関係）